

令和元年6月26日成田市規則第9号

成田市建築審査会条例施行規則

(趣旨)

第1条 この規則は、成田市建築審査会条例（令和元年条例第6号）の施行に関し必要な事項を定めるものとする。

(通知)

第2条 会長は、開会の7日前までに成田市建築審査会（以下「審査会」という。）の会議の日時、場所及び事案を示して、委員に招集の通知をしなければならない。ただし、緊急を要する場合は、この限りでない。

(会議録)

第3条 会長は、審査会の会議の概要及び出席者を記載した会議録を作成しなければならない。

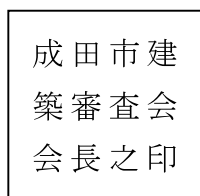
2 前項に規定する会議録には、会長が会議において指定した委員2人が署名又は記名押印しなければならない。

(公印)

第4条 会長の公印の名称、書体、寸法、個数、用途、管守者及びひな形は、次の表のとおりとする。

公印の名称	書体	寸法（ミリメートル）	個数	用途	管守者
成田市建築審査会会長之印	てん書	方21	1	会長名をもって処理する文書	建築指導 主管課長

ひな形



2 前項に定めるもののほか公印の取扱いについては、成田市公印規則（昭和51年規則第11号）の例による。

(庶務)

第5条 審査会の庶務は、建築指導主管課において処理する。

(委任)

第6条 この規則に定めるもののほか、審査会の運営に関し必要な事項は、会

長が審査会に諮って定める。

附 則

この規則は、令和2年4月1日から施行する。